

島根大学生協同組合 2023 年度ミールプラン利用規程

島根大学生協同組合(以下、生協という)が提供する 2023 年度のミールプラン(以下、「2023 ミールプラン」という)は、本規程により取扱いします。

生協の組合員及び島根大学入学予定者(以下、組合員という)は、本規程に合意の上で生協のミールプランをお申込みください。

1. ミールプランの定義

- 1) ミールプランは、生協の店舗で「食事」にのみ利用できる、食事専用のプランです。食費を予め確保することで、組合員にしっかりと食事をしていただくことを目的としています。
- 2) 組合員は生協が指定した方法で申し込み、支払い手続きをすることで島根大学学生証又は職員証あるいは生協組合員証(以下、生協組合員証)に搭載したミールプラン機能を使用することが出来ることとします。
- 3) 組合員は生協が指定した期間、および指定した 1 日あたりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗で食事等の商品を利用することが出来ることとします。

2. 利用対象者

- 1) 島根大学生協組合員に限ります。

3. ミールプラン利用方法

- 1) 組合員は、対象期間におけるプラン代金(以下、「ミールプラン代金」という)を現金もしくは生協が指定する方法で事前に支払うことで利用できるものとします。
- 2) ミールプランの利用期間は、当年 4 月 1 日から翌年 2 月末日とします。
- 3) 本条第 2 項でいう生協が指定する期間の開始日は本条第 1 項でいう支払手続きの種別によって以下のようになります。ただし、新入生および組合員証を所有していない場合は、生協が組合員証を配布した以降の営業日となります。
 - (1) 現金での支払の場合
 - ① 生協が指定する営業日
 - (2) 金融機関による振込・コンビニエンスストア支払の場合
 - ① 生協が入金を確認した日以降での生協が指定する直近の営業日
- 4) ミールプランは利用者本人の食事のみに利用できるものとし、他人への貸与による利用、もしくは他人分の購入は来ないこととします。
 - (1) おごり行為あった場合は、ミールプランの利用を停止し以降の利用が出来なくなるものとします。

4. ミールプラン利用の期間・1 日あたり利用限度額・利用可能商品等

- 1) 生協は、ミールプラン利用の期間、1 日あたり利用限度額及びミールプランで利用できる食事等商品の範囲を定め、これを利用組合員に通知するものとします。
- 2) ミールプラン代金に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

5. ミールプランが利用できない場合

- 1) 利用者は、次の場合には、ミールプランの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
 - (2) 本規程第 4 条第 1 項による食事等商品以外の商品購入およびサービス利用の場合
 - (3) 本規程第 3 条第 4 項で禁止するおごり行為を生協が発見し、生協が利用停止の期間を定めた場合
 - (4) ミールプラン利用期間を超えた場合
 - (5) 生協が定める 1 日あたり利用限度額または年間の利用限度額を超えた場合
 - (6) IC カードの紛失、汚損の場合
 - (7) 指定食堂等の端末機の故障、天災や停電等によりミールプラン機能の入っている組合員証(以下、生協組合員証という)を利用することが出来ない場合

6. 生協組合員証の紛失・汚損等

- 1) 生協組合員証を紛失された場合、または組合員証の汚損により生協組合員証の読み取りができなくなった場合は、直ちに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続を行うものとします。また大学の担当窓口で再発行の手続きを行っていただきます。
- 2) 生協組合員証の再発行までの期間、生協は「仮カード」を発行し、利用者は仮カードでミールプランを利用することができます。
 - 仮カードでミールプランを利用した金額分は利用者が利用したとみなし、本規程第 7 項でのミールプラン代金の繰越・返金の計算に含みます。
- 3) 生協組合員証を紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の障害については、組合員がこれを負担するものとします。
- 4) 生協組合員証の再発行手数料及び仮カードを紛失された場合のカード負担金は 1,000 円＋消費税になります。

7. 返品・返金

- 1) ミールプランで購入した食事等の商品の返品およびミールプラン代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合のみ受け付けるものとします。

8. ミールプラン代金の継続申込・繰越

- 1) 利用者は本規程第4条および第5条により2月末日までのミールプラン利用累計金額(以下「ミール利用累計額」という)が、ミールプラン代金を下回った場合、ミール利用累計額との差額分(以下「ミール繰越金」という)を次年度のミールプラン代金に繰り越すことが出来るものとします。
- 2) 利用者が次年度にミールプランを継続申込しない場合、ミール繰越金を原則として生協ウォレットで返金することとします。
- 3) 利用者のうち、所属する大学法人を卒業する年度の場合、2月末日段階でミール繰越金があった場合、生協が指定する方法で返金の申請があった場合は返金します。返金は原則保護者様宛に返金します。返金の際の送金手数料はご負担いただきます。
- 4) 利用者のうち、翌年3月末日までに当組合が繰越の意思を確認できない場合は、事務手数料(1000円+税)を差し引いた金額を生協ウォレットに返金することとします。

9. ミールプランの解除・解約

- 1) 原則、年度途中での解除・解約はお受けしません。
- 2) ただし、以下の場合は年度途中でのミールプラン契約の解除をお受けします。
 - (1) 卒業、退学等の理由で組合員の資格がなくなり生協を脱退する場合
 - (2) 第3条第4項に定めるおごり行為あった場合
 - (3) その他、生協が認めた場合
- 3) 休学、留学、入院等の理由で、6カ月以上ミールプランを利用できなくなった場合には、利用者からの事前または事後の当組合所定の手続きによる申請を受け、途中解約を受け付け、支払い済み金額と利用済み金額との差額を返金するものとします。返金は原則として原則保護者様(組合員の父母もしくは親権者、以下同じ)の口座に振込にて行います。送金手数料はご負担いただきます。
- 4) ただし本条第3項以外の事由による中途解約、および本条第2項(2)による契約解除の場合は、支払い済み金額より1万円を差し引いた金額と利用済み金額との差額を返金するものとします。返金は原則として生協ウォレットで返金することとします。ただし、計算により返金額がマイナスの場合は、その金額を追加でお支払いいただきます。
- 5) 2) による返金は、本規程第10項による分割支払いの場合は、返金申請時点での支払い済み総額からミール利用累計額を差し引いた残額を返金することとします。
- 6) 2) による場合も、計算により返金額がマイナスの場合は、その金額を追加でお支払いいただきます。
- 7) 2) による返金は原則保護者様宛に返金します。返金の際の送金手数料はご負担いただきます。

10. ミールプラン代金の分割支払い・金融機関口座からの自動引き落とし

- 1) ミールプラン代金を分割支払いとする場合は、利用者は以下に定めることをあらかじめ承諾したものとします。
 - (1) 生協が定める分割金額、支払期限、支払方法(現金での支払、振込、口座自動引落など)に同意の上申し込みすることで、組合員証によるミールプラン利用ができるものとします。
- 2) 分割代金の引き落としが通算2回できなかった場合は、ミールプランの利用を停止します。利用額が受領額を超過している場合は超過額を保護者様宛に請求いたします。
- 3) 利用の停止の解除について、本条第2項の分割代金の引き落としができなかった場合であっても、生協が指定した期間に生協が指定した金額を支払うことにより、生協が指定した日から利用が可能になることとします。
- 4) ミールプラン解約の場合の返金は本規程第8条の規定に従います。

11. 規程の改廃

- 1) この規程の改廃は、生協の理事会の議決によります。

12. 付則

- 1) この規程は2022年12月13日に制定し、2023年3月1日から適用の「2023ミールプラン」から適用します。